

## 「情報処理安全確保支援士 倫理綱領」の制定について

2019年3月27日

情報処理安全確保支援士 倫理綱領制定委員会

近年、情報技術の浸透に伴い、サイバー攻撃の件数は増加傾向にあり、企業等の情報セキュリティ対策を担う実践的な能力を有する人材も不足する中、情報漏えい事案も頻発しています。このためサイバーセキュリティの対策強化に向けサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第31号）が2016年10月21日に施行され、我が国企業等のサイバーセキュリティ対策を担う専門人材を確保することを目的として、最新のサイバーセキュリティに関する知識・技能を備えた高度かつ実践的な人材に関する新たな国家資格「情報処理安全確保支援士」制度が創設されました。

2017年4月に、4,172名の情報処理安全確保支援士が初めて誕生し、2018年10月時点で17,000名超となりました。

このたび、「情報処理安全確保支援士」の皆さんが、サイバーセキュリティ分野において業務を遂行されていくにあたり、指針となるべく「情報処理安全確保支援士 倫理綱領」を定めました。

この「情報処理安全確保支援士 倫理綱領」を遵守し、様々な分野において活躍をされることを期待します。